

Q&A 国民年金

4月から国民年金保険料の 免除制度が変わります！

○保険料の免除制度

従来の全額免除に加えて新たに半額免除がスタートします。免除の基準は全額免除より緩やかになっています。半額免除を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に入ります。

また、半額免除を受けた期間分の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の3分の2として計算されます。

*学生は納付特例があるので、半額免除は適用されません。

○学生の保険料納付特例

大学、大学院、短大、高等専門学校、専修学校などに在籍し、本人の前年の年収が約133万円以下の人、また4月からは、これに加えて夜間、定時制、通信制課程の学生も対象になります。

特例期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に入ります。ただし、老齢基礎年金額の計算には入りません。

特例期間中に万が一のことがあった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金は満額保証され、特例期間から10年以内であれば、保険料を卒業後に納付できます。

問合せ先 市民部市民生活課 国民年金担当

ハイ!
こちら
相談室

暮らしに役立つ情報

気を
つけよう

「人集め商法」
被害相談急増!

高齢者を民家の一室に集め、法外な高額代金で布団を売りつける悪質な「人集め商法」の被害が相次いでいます。県消費生活センターによると、昨年12月の1カ月間だけで61件の被害が寄せられ、同類の相談が同月下旬だけで10数件あったそうです。販売される商品は掛け布団と敷布団のセットで、代金は30万円程度です。

勧誘手口としては、ターゲットとなる地域で民家の一室を借り、チラシなどを配布、近所や買い物途中のお年寄りを強引に集めるといったものであり、会場に人が集まったところで商品の説明などを始め、購入を拒むそぶりをみせると、業者同士で殴るなどして会場の恐怖心を煽るとともに殴られた男への同情心を引くなど、手口が巧妙かつ悪質となっています。

被害防止対策として

- ①チラシや口コミなど甘い誘いに簡単に乗らない。
- ②購入から8日間以内であればクーリングオフ制度で解約できるため、早めに相談する。
- ③家族は早めに被害に気付くよう、見慣れない物が家にはないかどうかチェックする。

問合せ先 市役所市民生活課
山梨県消費生活センター地方相談室 ☎055(524)9030